研究活動における秘密情報の管理に関するガイドライン

平成30年4月12日制定

1 目的

大阪産業大学(以下「本学」という。)における研究で得られた成果は、成果創出者の自由意志に基づいて速やかに社会に公表されることが望まれる。他方、産学官連携活動の一環として実施される企業等との共同研究などでは、大学における知的財産の管理に加え、研究で得られた成果情報や企業秘密を大学が適切に管理することが強く求められている。

本ガイドラインは、平成16年4月に経済産業省により策定された「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」(以下、「経産省ガイドライン」という。)を、平成28年10月に全面改訂した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」および平成28年11月に文部科学省および経済産業省により策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づき、本学の研究で得られた研究成果の取り扱い、および企業等との共同研究などを実施する際に問題となる秘密情報の管理、並びに共同研究等に学部学生、大学院生、研究生などの職員以外の者が参加する際に遵守すべき事項を定めることを目的として制定する。

2 定義

本ガイドラインで用いる用語は以下のとおりとする。

- (1)「研究管理者」とは、本学の各研究室または研究グループ(以下「研究室」とい。) において実施する研究の責任者(本学の教授、准教授、講師など)をいう。
- (2)「研究室員」とは、研究室において実施している研究に携わり、本学と雇用関係にある者(非常勤を含む。)をいう。
- (3)「研究室関係者」とは、研究室員以外の者であって、研究室と職務上関わりを有する者(本学事務職員など)をいう。
- (4)「他研究室員」とは、研究管理者が指定する本学の他研究室の研究室員をいう。
- (5)「学生等」とは、学部学生、大学院生、研究生およびその他の本学と雇用関係にない者をいう。
- (6)「営業秘密」とは、秘密管理された有益かつ非公知の情報をいう。
- (7)「本学秘密情報」とは、当該研究室における研究の過程或いはその結果として得られた情報であって秘密にする必要があるものをいう。ただし、次の情報は除外する。
 - 一 各研究室の研究に携わる前に既に保有していたことを証明できる情報
 - 二 得られた際、既に公知であったまたはその後公知となった情報
 - 三 正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 四 研究管理者が秘密にする必要がないと認定した情報
- (8)「特別本学秘密情報」とは、本学秘密情報の中で、本学が営業秘密として管理することを認めた情報をいう。
- (9)「本学提供秘密情報」とは、本学秘密情報の中で、本学が、研究室における研究活動に関連して、第三者(共同研究企業先を含む。)へ秘密保持義務の下で、提供した

情報をいう。

- (10)「特別本学提供秘密情報」とは、本学提供秘密情報の中で、特別本学秘密情報に 該当する部分で、本学が、第三者(共同研究企業先を含む)へ営業秘密として管理す るため特別な管理を要請し、当該第三者がこの要請を認めた情報をいう。
- (11)「外部提供秘密情報」とは、研究室における研究活動に関連して、本学が、第三者 (共同研究企業先を含む)から秘密保持義務の下で提供をされた情報をいう。ただし、 次の情報は除外する。
 - 一 提供された際、既に研究管理者および研究室員が保有していたことを証明できる 情報
 - 二 提供された際、既に公知となっている情報
 - 三 提供された後、研究室員の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権原を有する当該第三者以外の者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく研究室員が独自に開発・取得したこと を証明できる情報
 - 六 当該第三者が公表に同意した情報
- (12)「特別外部提供秘密情報」とは、外部提供秘密情報の中で、当該外部提供秘密情報を提供した第三者(共同研究企業先を含む)から、営業秘密として管理するための特別な管理の要請があり、この要請を本学が同意した情報をいう。
- (13)「共有秘密情報」とは、本学と第三者(共同研究企業先を含む。)との研究の過程或いはその結果として得られた情報であって、両者が秘匿可能で財産的価値があると指定したものをいう。ただし、次の情報は除外する。
 - 指定した際、既に両者の少なくとも一方が保有していたことを証明できる情報
 - 二 指定した際、既に公知となっている情報
 - 三 指定した後、両者の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権原を有する両者以外から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 一方から開示された情報によることなく他方が独自に開発・取得したことを証明 できる情報
 - 六 両者が公表に同意した情報
- (14)「特別共有秘密情報」とは、共有秘密情報の中で、本学または第三者(共同研究企業先を含む。)から、営業秘密として管理するため特別な管理の要請があり、この要請を当該第三者または本学が同意した情報をいう。

3 研究契約の遵守

研究管理者は、所属研究室において実施する研究に関して、本学が第三者(共同研究企業先を含む。)と研究契約を締結した場合、当該研究契約で定めた事項を遵守し、当該研究室の研究室員、学生等、研究室関係者および他研究室員に、当該研究契約で定めた事項を遵守させなければならず、当該研究室員、学生等、研究室関係者および他研究室員は、当該研究室の研究管理者の指示に従い、当該研究契約で定めた事項を遵守しなければならない。

4 研究管理者の義務

(1) 本学秘密情報の管理

研究管理者は、所属研究室に関連する本学秘密情報(特別本学秘密情報を除く)の守 秘義務を遵守し、当該本学秘密情報(特別本学秘密情報を除く)が当該研究室の研究 室員、学生等、研究室関係者および他研究室員以外の者に開示されることがないよう に管理しなければならない。

(2) 特別本学秘密情報の管理

研究管理者は、所属研究室に関連する特別本学秘密情報の守秘義務を遵守し、当該 特別本学秘密情報について、次の一、二、三、四の管理しなければならない。

- 一 該当する資料等に特別本学秘密情報である旨を表示する。
- 二 研究管理者が許可した者のみがアクセスできる設備に、他の情報とは区別して施 錠等により厳重に保管するとともに、閲覧の記録を作成する等の管理を行う。
- 三 当該研究室の研究活動のために情報の開示が必要な当該研究室の研究室員、研究 室関係者および他研究室員に限り特別本学秘密情報を開示する。この場合、当該 特別本学秘密情報の開示を受ける者に、管理番号やパスワードにより開示する者 を特定し、開示日時を記録する。
- 四 他研究室員に当該特別本学秘密情報を開示する場合には、事前に秘密保持に関する別紙の誓約書1に署名させる。

(3) 本学提供秘密情報の管理

研究管理者は、第三者(共同研究企業先を含む。)に提供した本学提供秘密情報(特別本学提供秘密情報を除く。)について、当該第三者(共同研究企業先を含む。)に、秘密保持義務の遵守の管理をさせなければならない。

(4) 特別本学提供秘密情報の管理

研究管理者は、第三者(共同研究企業先を含む。)に提供した特別本学提供秘密情報について、当該第三者(共同研究企業先を含む。)に、上記(2)と同程度の管理をさせなければならない。

(5) 外部提供秘密情報の管理

研究管理者は、第三者(共同研究企業先を含む。)から提供された外部提供秘密情報(特別外部提供秘密情報を除く。)の守秘義務を遵守し、当該外部提供秘密情報 (特別外部提供秘密情報を除く。)について、次の管理をしなければならない。

- 一 該当する資料等に外部提供秘密情報である旨を表示し、他の情報とは区別して外 部提供秘密情報を保管する。
- 二 研究室の研究活動のために情報の開示が必要な当該研究室の研究室員、学生等、 研究室関係者または他研究室員に限り外部提供秘密情報を開示する。この場合、 当該外部提供秘密情報の開示を受ける者に、当該外第三者との合意事項を通知し、 遵守させる。
- 三 他研究室員に当該外部提供秘密情報を開示する場合には、事前に秘密保持に関する別紙の誓約書2に署名させる。
- 四 当該第三者以外の者に、当該外部提供秘密情報を提供する場合には、当該第三者の書面による事前同意を得る。

(6) 特別外部提供秘密情報の管理

研究管理者は、特別外部提供秘密情報の守秘義務を遵守し、当該特別外部提供秘密

情報について、上記(2)一、二、三、四において、特別本学秘密情報を特別外部提供秘密情報と読み替えて、同記の管理をしなければならない。

なお、当該第三者以外の者に、当該特別外部提供秘密を提供する場合には、当該第 三者の書面による事前同意を得る。

(7) 共有秘密情報の管理

研究管理者は、第三者(共同研究企業先を含む。)との間で指定した共有秘密情報 (特別共有秘密情報を除く。)の守秘義務を遵守し、当該共有秘密情報 (特別共有秘 密情報を除く。)について、上記(5)一、二、三、四において、外部提供秘密情報 を共有秘密情報と読み替えて、同記の管理をすると同時に、当該第三者に、同程度の管理をさせなければならない。

(8) 特別共有秘密情報の管理

研究管理者は、第三者(共同研究企業先を含む。)との間で同意した特別共有秘密情報の守秘義務を遵守し、当該特別共有秘密情報について、上記(2)一、二、三、四において、特別本学秘密情報を特別共有秘密情報と読み替えて、同記の管理をすると同時に、当該第三者に、同程度の管理をさせなければならない。

なお、当該第三者以外の者に、当該特別共有秘密を提供する場合には、当該第三者の書面による事前同意を得る。

(9) 転出後または退職後の秘密保持義務

研究管理者は、所属研究室から転出後または本学から退職後も、引き続き、上記(1)から(8)の義務を遵守しなければならない。

5 研究室員の義務

(1) 本学秘密情報、外部提供秘密情報および共有秘密情報の秘密保持義務

研究室員は、研究管理者が指定する期間中、本学秘密情報(特別本学秘密情報を除く)、外部提供秘密情報(特別外部提供秘密情報を除く。)および共有秘密情報(特別共有秘密情報を除く。)の秘密保持義務を遵守し、研究室の研究管理者の事前同意なく、これら秘密情報が、当該研究室の研究室員、学生等、研究室関係者および他研究室員以外に開示されないように適切に管理しなければならない。

- (2)特別本学秘密情報、特別外部提供秘密情報および特別共有秘密情報の秘密保持義務 研究室員は、研究管理者が指定した期間中または第三者(共同研究企業先を含む。) との契約で規定する期間中、特別本学秘密情報、特別外部提供秘密情報および特別共 有秘密情報の秘密保持義務を遵守し、所属研究室の研究管理者または当該第三者の事 前同意なく、これら秘密情報を当該研究室の研究室員、研究室関係者および他研究室 員以外に開示されないように管理しなければならない。
- (3) 転出後および退職後の秘密保持義務

研究室員は、所属研究室から転出後または本学から退職後も、引き続き、上記(1) および(2)の義務を遵守しなければならない。

6 共同研究参加学生等に対する責務

研究管理者は、学生等を共同研究または受託研究に従事させる場合には、事前に、当該 学生等に研究契約の内容を説明し、その規定(秘密保持義務を含む)を遵守すること、お よび当該研究契約の研究において生まれた知的財産を、本学の職務発明取扱規程に従って、 本学に譲渡することについての別紙の誓約書3を提出するよう指導教育するものとする。 なお、研究管理者は学生等に対して特別本学秘密情報、特別外部提供秘密情報および特 別共有秘密情報を開示してはならない。

以上

附則

(施行期日)

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。